証券コード：9869

加藤産業株式会社

第80回定時株主総会
招集ご通知

開催日時 **2026年12月18日（金曜日）午前10時**

開催場所 兵庫県西宮市松原町8番5号
加藤産業株式会社 本社南館4階大会議室

インターネット等又は書面による議決権行使期限
2026年12月17日（木曜日）午後5時30分まで

決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 資本準備金の額の減少の件
第3号議案 取締役7名選任の件

＜株主の皆様へ＞

・株主総会の議決権行使は、当日ご出席のほか、インターネット等又は書面による方法もございますので、そちらのご利用も併せてご検討ください。

・**株主総会での株主様へのお土産の用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。**

目次

第80回定時株主総会招集ご通知 …… 1
議決権行使方法についてのご案内 …… 3
株主総会参考書類 …… 5
事業報告 …… 18
連結計算書類 …… 37
計算書類 …… 39
監査報告 …… 41

証券コード　9869
2026年11月30日

株　主　各　位

兵庫県西宮市松原町９番２０号
加　藤　産　業　株　式　会　社
代表取締役社長執行役員 加　藤　和　弥

第80回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第80回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】
https://www.katosangyo.co.jp/irinfo/shareholders_meeting/

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show＝Show

（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「加藤産業」又は「コード」に当社証券コード「9869」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／ＰＲ情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合はインターネット等又は書面（郵送）により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討いただき、2026年12月17日（木曜日）午後５時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　**2026年12月18日（金曜日）午前10時**
２．場　　所　兵庫県西宮市松原町８番５号
　　加藤産業株式会社　本社南館４階 大会議室（末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照ください。）
３．会議の目的事項
　報告事項　１．第80期（2025年10月１日から2026年９月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
　　２．第80期（2025年10月１日から2026年９月30日まで）計算書類報告の件
　決議事項
　　第１号議案　剰余金の処分の件
　　第２号議案　資本準備金の額の減少の件
　　第３号議案　取締役７名選任の件

以　上

○　当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。また、本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申しあげます。
○　電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。
○　電子提供措置事項については、前記インターネット上の各ウェブサイトにアクセスのうえご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、議決権を有するすべての株主様に一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。
　また、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。なお、監査役及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
　①　事業報告の「内部統制システムの整備に関する基本方針」「内部統制システムの運用状況の概要」
　②　連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
　③　計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

株主総会動画事後配信のご案内

当日の株主総会の模様は、当社ウェブサイトにて公開を予定しております（公開予定時期：12月下旬）。
https://www.katosangyo.co.jp/irinfo/shareholders_meeting/

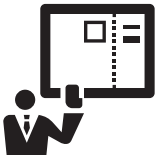

議決権行使方法についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討いただき、議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。



インターネット等で
議決権を行使される場合

次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年12月17日（木曜日）
午後５時30分受付分まで



書面（郵送）で議決権を
行使される場合

議決権行使書用紙に議案の賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2026年12月17日（木曜日）
午後５時30分到着分まで



株主総会に
ご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時

2026年12月18日（金曜日）
午前10時

インターネット等による議決権行使のご案内

・当社の指定する議決権行使サイト（https://evote.tr.mufg.jp/）から、行使期限までに賛否をご入力いただくことによってのみ行使可能です。（ただし、毎日午前２時30分から午前４時30分までは保守・点検のため取扱いを休止します。）
・インターネット等及び書面（郵送）の両方で重複して、議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
・インターネット等又は書面（郵送）にて事前に議決権行使をされた株主様が当日ご出席の場合は、事前の行使内容を撤回されたものとして取り扱いますので、予めご留意ください。
・議決権行使集計の都合上、お早めに行使いただきますようお願い申しあげます。
・ご不明な点がございましたら、次頁記載のヘルプデスクへお問い合わせください。

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。

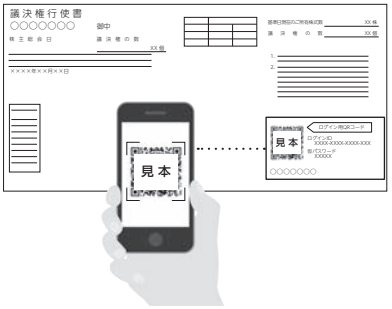

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　**https://evote.tr.mufg.jp/**

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

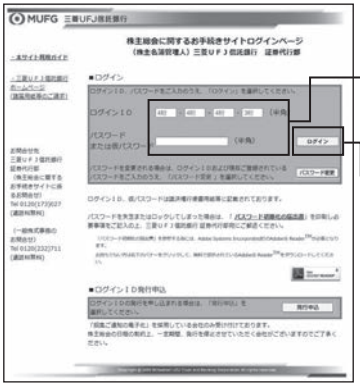

3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で パソコンやスマートフォンの操作方法などが ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部　ヘルプデスク
0120－173－027
（通話料無料／受付時間 9：00～21：00）

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要政策と認識し、収益力の向上と財務体質の強化を図りながら、安定的かつ業績に見合った累進配当政策※1を採用し、原則として1株当たり20円を上限とする増配を毎年継続的に実施※2することで、配当性向を段階的に40%まで引き上げることを目標としております。また、内部留保につきましては、経営基盤のさらなる強化に向けて、物流機能の充実、情報システムの高度化及び新規事業投資等に積極的に活用してまいりたいと考えております。

上記の方針に基づき、第80期の剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

これにより、中間配当80円を合わせた当期の配当は、１株につき160円となります。

※１：原則として減配せず、配当の維持もしくは増配を行う政策
※２：開始時期は2025年９月期より

期末配当に関する事項

⑴　配当財産の種類
　　金銭

⑵　株主に対する配当財産の割り当てに関する事項及びその総額
　　当社普通株式１株につき金80円
　　総額　　2,414,563,600円

⑶　剰余金の配当が効力を生じる日
　　2026年12月21日

【ご参考】1株当たり年間配当金/連結配当性向

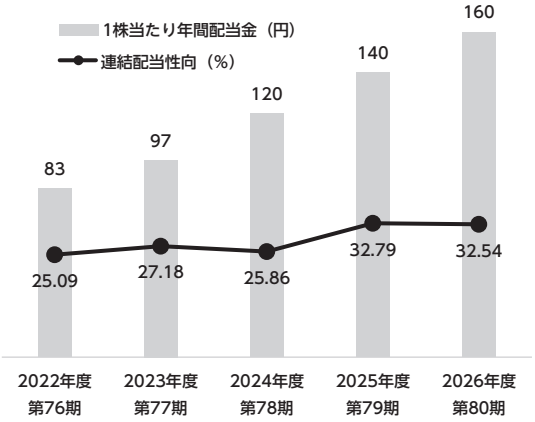

第２号議案　資本準備金の額の減少の件

１．資本準備金の額の減少の理由

今後の資本政策の機動性、柔軟性を確保するため、会社法第448条第１項の規定に基づき、資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えたいと存じます。

２．資本準備金の額の減少の内容

⑴　減少する資本準備金の額

資本準備金8,806,090,000円のうち8,211,703,510円を減少し、その減少額全額をその他資本剰余金に振り替え、減少後の資本準備金の額を594,386,490円といたします。

⑵　資本準備金の額の減少が効力を生ずる日

2027年１月29日（予定）

第３号議案　取締役７名選任の件

取締役全員（７名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、コーポレート・ガバナンスの強化を図るため、社外取締役３名を含む取締役７名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏　名	属　性	現在の当社における地位及び担当	在任年数
1	加藤（かとう）　和弥（かずや）	再任	代表取締役社長執行役員	31年
2	中村（なかむら）　考直（としなお）	再任	取締役専務執行役員 営業本部長兼グループ営業担当	11年
3	次家（つぐいえ）　成典（しげのり）	再任	取締役常務執行役員 管理本部長兼グループ管理担当	9年
4	大西（おおにし）　高司（たかし）	再任	取締役常務執行役員 南近畿支社長	5年
5	八十川（やそかわ）　祐輔（ゆうすけ）	再任　社外　独立	社外取締役	11年
6	海保（かいほ）　理子（あやこ）	再任　社外　独立	社外取締役	8年
7	青木（あおき）　英彦（ひでひこ）	再任　社外　独立	社外取締役	5年

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）
1	再任 加藤（か とう）和弥（かず や） （1969年7月10日生）	1994年３月　当社入社 1995年12月　当社取締役社長室長 1996年10月　当社取締役物流部長 1997年12月　当社取締役ロジスティクス担当兼営業企画部長 1999年４月　当社取締役ロジスティクス担当兼営業担当補佐 1999年12月　当社常務取締役ロジスティクス担当兼営業担当補佐 2000年３月　当社常務取締役システム本部長・営業本部長補佐 2001年12月　当社専務取締役管理本部長・システム本部長・関連事業本部長 2003年12月　当社代表取締役社長 2012年12月　当社代表取締役社長システム本部長 2016年12月　当社代表取締役社長情報システム担当 2019年12月　当社代表取締役社長 2023年12月　当社代表取締役社長執行役員（現任）
	（所有する当社株式の数） 55,775株	（重要な兼職の状況） 重要な兼職はありません。

■取締役候補者とした理由

加藤和弥氏は、食品流通業界における幅広い人脈と企業経営者としての豊富な経験を有しており、人格・見識ともに優れております。当社においては、2003年12月から代表取締役社長を務め、長年にわたりグループ全体の経営の指揮を執り、企業価値の向上に貢献しております。これらのことから当社の持続的な企業価値向上に資する者として適任であると判断し、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)
2	再　任 中村考直（なかむらとしなお） (1967年9月7日生)	1991年４月　当社入社 2008年10月　当社中部支社名古屋支店長 2011年４月　当社広域流通部長 2013年12月　当社執行役員広域流通部長 2014年12月　当社執行役員広域流通部長兼ブランド事業部長 2015年12月　当社取締役営業本部長補佐広域流通部長 兼ブランド事業部長 2017年８月　当社取締役営業本部長補佐兼広域流通担当 兼ブランド事業部長 2018年12月　当社常務取締役営業本部長補佐兼広域流通担当 兼ブランド事業部長兼ブランド事業・海外事業担当 2019年４月　当社常務取締役営業本部長補佐兼広域流通担当 兼ブランド事業・海外事業担当 2019年12月　当社常務取締役営業本部副本部長兼広域流通担当 兼ブランド事業・海外事業担当 2021年12月　当社常務取締役営業本部副本部長 広域流通担当 兼ブランド事業担当兼中部地区担当 2022年12月　当社常務取締役営業本部副本部長 広域流通担当 兼中部地区担当 2023年12月　当社取締役専務執行役員営業本部長 兼グループ営業担当（現任）
	(所有する当社株式の数) 21,938株	(重要な兼職の状況) 重要な兼職はありません。

■取締役候補者とした理由

中村考直氏は、営業分野において豊富な業務経験と知見を有しております。また、自社ブランド商品強化並びに安定収益の確保に貢献しております。これらのことから当社の持続的な企業価値向上に資する者として適任であると判断し、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）
3	再任 次家 成典（つぐいえ しげのり） （1972年９月24日生）	1995年４月　当社入社 2012年４月　当社総務部付部長（ケイ低温フーズ株式会社出向） 2015年12月　当社総務部長兼環境管理部長 2016年12月　当社執行役員総務部長兼環境管理部長 2017年12月　当社取締役管理本部副本部長兼総務部長兼環境管理部長 2018年４月　当社取締役管理本部副本部長兼総務部長 2018年12月　当社取締役管理本部長兼グループ管理担当 2021年12月　当社取締役管理本部長兼グループ管理担当 兼海外事業担当 2022年10月　当社取締役管理本部長兼グループ管理担当 兼海外事業担当兼総務部長 2023年12月　当社取締役上席執行役員管理本部長 兼グループ管理担当兼総務部長 2025年１月　当社取締役上席執行役員管理本部長 兼グループ管理担当 2025年12月　当社取締役常務執行役員管理本部長 兼グループ管理担当（現任）
	（所有する当社株式の数） 184,774株	（重要な兼職の状況） 加藤ＳＣアジアインベストメント株式会社代表取締役社長 株式会社エブリー社外取締役

■取締役候補者とした理由

次家成典氏は、主に管理部門の業務に従事し、豊富な経験と知見を有しております。また、制度改革等によりコーポレート・ガバナンス及び経営管理の分野において当社を牽引しております。これらのことから当社の持続的な企業価値向上に資する者として適任であると判断し、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）
4	再任 おおにしたかし 大西高司 （1967年10月13日生）	1992年５月　当社入社 2015年２月　当社中四国支社松山支店長 2019年４月　当社中四国支社長 2019年12月　当社執行役員中四国支社長 2021年12月　当社取締役中四国支社長 2022年５月　当社取締役中四国支社長兼広島支店長 2022年10月　当社取締役中四国支社長 2023年12月　当社取締役上席執行役員中四国支社長 2025年12月　当社取締役常務執行役員南近畿支社長（現任）
	（所有する当社株式の数） 5,793株	（重要な兼職の状況） KTセールスパートナーズ株式会社代表取締役社長

■取締役候補者とした理由

大西高司氏は、主に営業に関する業務に従事し、幅広い取引先との関係を築いてまいりました。また、営業力の強化並びに安定収益の確保に貢献しております。これらのことから当社の持続的な企業価値向上に資する者として適任であると判断し、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）
5	再任 社外役員 独立役員 八十川 祐輔（やそかわ ゆうすけ） (1965年10月22日生)	1989年４月　日本電信電話株式会社入社 1999年１月　株式会社ボストン・コンサルティング・グループ入社 2013年５月　株式会社ピー・アンド・イー・ディレクションズ入社 同社ディレクター 2015年８月　株式会社ワイノット設立 同社代表取締役（現任） 2015年12月　当社社外取締役（現任） 2018年９月　株式会社unerry社外取締役（現任） 2019年２月　MYCARE Hawaii Inc. CEO（現任）
	(所有する当社株式の数) ―株	(重要な兼職の状況) 株式会社ワイノット代表取締役 MYCARE Hawaii Inc. CEO 株式会社unerry社外取締役

■社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

八十川祐輔氏は、コンサルティング会社をはじめ幅広い業界において、成長戦略及び中期経営計画の策定と実行支援、財務戦略・資本政策の策定、グループ会社マネジメント等の企業経営の重要な経験を豊富に有しております。上記の理由により、当社の属する業界にとらわれない幅広い見地から、経営全般について客観的な助言を行い、当社の持続的な成長とコーポレート・ガバナンスの強化に寄与していただくため、同氏を引き続き社外取締役候補者といたしました。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)
6	再　任 社外役員 独立役員 海保理子（かいほあやこ） (1962年1月29日生)	2000年 9 月　フィデリティ証券株式会社入社 同社オンライン証券・新規事業推進部長 2006年 9 月　株式会社日立コンサルティング入社 同社金融事業部シニア・ディレクター 2010年 5 月　日本IBM株式会社入社 同社グローバル・ビジネス・サービス金融事業部 パートナー 2015年 6 月　EYアドバイザリー&コンサルティング株式会社入社 同社ライフ・サイエンスディレクター 2017年10月　Office Kaiho設立 同社代表（現任） 2018年12月　当社社外取締役（現任） 2020年 7 月　スヴォーダソフトウェア(同)サービス デリバリー シニア ディレクター 2024年 1 月　JURO SCIENCES株式会社社外監査役（現任） 2024年 3 月　SFG SCIENCES株式会社社外監査役（現任）
	(所有する当社株式の数) —株	(重要な兼職の状況) Office Kaiho代表

■社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

海保理子氏は、金融業界及びコンサルティング業界等において、新規事業の推進及びグローバルビジネス等の重要な業務執行経験を有しており、当社の今後の成長戦略において当社の属する業界にとらわれない幅広い見地から、経営全般に関する客観的、中立的かつ専門的な立場で当社の持続的な成長とコーポレート・ガバナンスの強化に寄与していただけると判断し、同氏を引き続き社外取締役候補者といたしました。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）
7	再任 社外役員 独立役員 青木（あおき）英彦（ひでひこ） （1967年3月5日生）	1989年４月　株式会社野村総合研究所入社 同社投資調査部 1997年１月　米国 野村証券インターナショナル配属 同社調査部 2000年７月　ゴールドマン・サックス証券株式会社入社 同社東京支社 調査部小売セクター担当 ヴァイスプレジデント 2005年７月　メリルリンチ日本証券株式会社入社 同社調査部小売セクターチームヘッド マネージング・ディレクター 2017年９月　野村證券株式会社入社 同社エクイティ・リサーチ部消費チームヘッド マネージング・ディレクター 2020年９月　学校法人東京理科大学大学院 経営学研究科 技術経営専攻教授（現任） 2021年12月　当社社外取締役（現任） 2022年８月　株式会社物流革命社外取締役（現任） 2023年６月　株式会社ワールド社外取締役（現任）
	（所有する当社株式の数） ―株	（重要な兼職の状況） 学校法人東京理科大学大学院 経営学研究科 技術経営専攻教授 株式会社ワールド社外取締役

■社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

青木英彦氏は、国内外における小売・流通業界担当の証券アナリストとしての豊富な業務執行経験を有しております。当社の属する業界への幅広い見地と資本市場での実務経験から、経営全般に関する客観的、中立的かつ専門的な立場で当社の持続的な成長とコーポレート・ガバナンスの強化に寄与していただけると判断し、同氏を引き続き社外取締役候補者といたしました。

（注）1．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2．八十川祐輔氏、海保理子氏並びに青木英彦氏は、社外取締役候補者であります。
3．当社は、社外取締役候補者である八十川祐輔氏、海保理子氏並びに青木英彦氏との間で会社法第427条第１項及び当社定款第25条の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であり、八十川祐輔氏、海保理子氏並びに青木英彦氏が再任された場合は、当該契約を継続する予定であります。
4．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役及び監査役を含む被保険者がその職務の執行に起因して損害賠償請求された場合、損害賠償金及び訴訟費用を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、当該保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く）。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
5．八十川祐輔氏、海保理子氏並びに青木英彦氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出ております。

【ご参考】取締役及び監査役（候補者含む）のスキルマトリックス

第３号議案が原案どおり承認可決されますと、役員の構成は次のとおりとなり、役員のうち女性の比率は18％となります。

■各委員会メンバー

		氏名 ○社外　❖新任	企業経営	営業・マーケティング	SCM	IT・DX	財務・会計	コンプライアンス・リスク管理	人事労務・人材開発	ESG・サステナビリティ	ガバナンス委員会	HRM委員会	コンプライアンス委員会	内部統制委員会	危機管理委員会	サステナビリティ委員会
取締役		加　藤　和　弥	●	●	●	●	●	●	●	●	■	■				■
		中　村　考　直	●	●	●			●	●	●		■			■	■
		次　家　成　典	●			●	●	●	●	●	■	■	■	■	■	■
		大　西　高　司	●	●	●			●				■	■			
	○	八十川　祐　輔	●	●			●	●			■					
	○	海　保　理　子	●			●	●	●		●	■					
	○	青　木　英　彦	●	●			●	●			■					
監査役		池　村　昌　人					●	●			■					
		呉　田　祐　次					●	●			■					
	○	山　村　幸　治	●				●	●			■					
	○	中　村　明日香	●				●	●		●	■					

（注）１．上記一覧表は、各候補者に期待する主な専門性・知見です。
２．各委員会の体制は、2026年９月30日時点です。
３．サステナビリティ委員会並びにHRM委員会の委員長は社長、危機管理委員会の委員長は営業本部長、ガバナンス委員会、コンプライアンス委員会並びに内部統制委員会の委員長は管理本部長が、それぞれ務めております。

【ご参考】政策保有株式に関する方針及び縮減状況

１．政策保有株式に関する方針

当社は、取引先との良好な取引関係を構築し、事業の円滑な推進を図るため、取引先の株式を取得し保有することとしております。取引先の株式は、当社事業の発展に資するか否かを判断しており、毎年、取締役会等にてすべての保有株式の状況について、保有目的及び取引状況、保有に伴う便益やリスク、投資リターン等を総合的に勘案し、保有の適否を確認・検証し、保有の意義が必ずしも十分でないと判断される場合は縮減を図ります。

２．政策保有株式の縮減状況

2026年度に売却した銘柄数は６銘柄、売却額は51億13百万円となり、保有銘柄の株価下落等が影響した結果、2026年９月末時点で当社が保有する政策保有株式の貸借対照表計上額の合計額は、462億63百万円（対前期末比80億13百万円減）となりました。

＜保有残高の期中増減要因（2025年10月～2026年９月）＞

2025年9月末残高	54,276百万円
売却	▲5,113百万円
株価変動等	▲2,899百万円
2026年9月末残高	46,263百万円

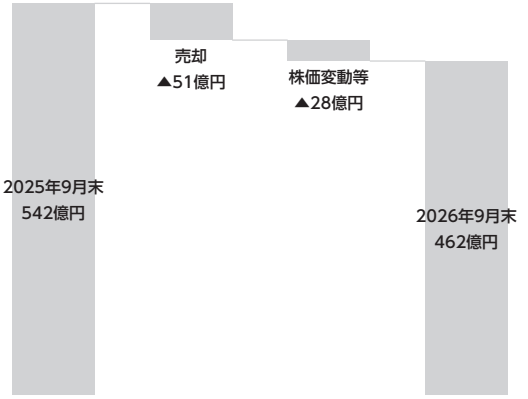

以　上

事業報告（2025年10月１日から2026年９月30日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、雇用・所得環境の改善が続く中、政府の各種政策の効果もあり、景気は緩やかな回復基調を維持しております。一方、金利水準や為替相場の変動、物価上昇の長期化に加え、中東情勢の不安定化を背景としたエネルギー価格や原材料価格の上昇等により、今後の市場環境は依然として不確実性の高い状況が続いております。

食品流通業界におきましては、消費者の価値観や購買行動の多様化が一層進展するとともに、小売業における企業再編や規模拡大・展開エリア拡大の動きを背景に、業態を超えた競争環境は一段と激化しております。また、消費者の所得環境は賃上げ等を背景に実質賃金に改善の動きがみられる一方、物価上昇が続く中で生活防衛意識は依然として底堅く、消費マインドは慎重な姿勢が続いております。日常の生活関連消費では節約志向が根強い一方で、品質や利便性、付加価値を重視する消費も定着し、節約志向と価値志向を使い分けるメリハリのある消費行動が続く中で、当社グループを取り巻く市場環境の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

このような状況に対して当社グループは、グループミッションである『豊かな食生活を提供して人々の幸せを実現すること』を目指して、顧客のための価値創造に取り組み、生産性の向上やデジタル技術の活用を推進するとともに、組織力の強化や人材の育成・活性化を図ることで、付加価値を高める営業活動・業務活動を進めてまいりました。

以上の結果、当連結会計年度における営業収益は、既存得意先を中心とした取引の増大により、前期に比べて2.5％増加して１兆2,450億２百万円となり、営業利益187億82百万円（前期比3.3％増）、経常利益は213億28百万円（前期比6.1％増）となりました。そして、親会社株主に帰属する当期純利益は、政策保有株式の売却に伴う投資有価証券売却益等を計上したこともあり、前期に比べて12.2％増加の148億40百万円となりました。

⑵ 設備投資並びに資金調達の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は、94億24百万円で、その主なものは、当社における物流センターの新築工事等であります。

その所要資金は、自己資金及びリース契約によっております。

⑶ 重要な企業再編等の状況

該当事項はありません。

⑷ 財産及び損益の状況

区　　分	第 77 期 2023年９月期	第 78 期 2024年９月期	第 79 期 2025年９月期	第 80 期 (当連結会計年度) 2026年９月期
営　業　収　益 (百万円)	1,099,391	1,169,834	1,214,265	1,245,002
経　常　利　益 (百万円)	18,501	18,697	20,100	21,328
親会社株主に帰属する 当　期　純　利　益 (百万円)	12,002	14,459	13,228	14,840
１株当たり当期純利益 (円)	356.94	453.05	425.71	488.67
総　資　産 (百万円)	452,966	454,688	466,325	475,991
純　資　産 (百万円)	155,751	162,893	177,013	183,576
１株当たり純資産額 (円)	4,453.82	4,999.22	5,487.49	5,795.78

(注) １．第78期において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第77期に関連する財産及び損益の状況については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の当初配分額の重要な見直しが反映された後の金額によっております。

２．「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号　2022年10月28日）等を第79期の期首から適用しており、第77期以降に係る財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

⑸ 対処すべき課題

当社グループが、自主独立の経営を維持し成長を続けるためには、卸売業の基本機能の充実とともに、環境の変化に即した対応策を実行することにより、年度業績目標を着実に達成し、成果を積み上げることが重要な課題と認識し、鋭意取り組んでおります。

直面する課題として、食品流通業界におきましては、消費者の価値観や購買行動の多様化が一層進展するとともに、小売業における企業再編や規模拡大・展開エリア拡大の動きを背景に、業態を超えた競争環境は一段と激化しております。また、消費者の所得環境は賃上げ等を背景に実質賃金に改善の動きがみられる一方、物価上昇が続く中で生活防衛意識は依然として底堅く、消費マインドは慎重な姿勢が続いております。日常の生活関連消費では節約志向が根強い一方で、品質や利便性、付加価値を重視する消費も定着し、節約志向と価値志向を使い分けるメリハリのある消費行動が続く中で、当社グループを取り巻く市場環境の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

このような状況に対して当社グループは、卸売業としての基本機能である営業と物流が連携を取りながら総合力を発揮して、デジタル技術の活用も含めて取引先との取組み関係をより一層強化し、顧客価値の創造を推進することで、卸売機能を強化してまいります。加えて、自社ブランド商品については、商品開発や販促施策、消費者との接点作りなどにおいてブランド価値を上げながら拡売し、収益の確保を図ってまいります。一方、物流費をはじめとした諸経費に関しては、物流関連企業との連携強化や機械化・デジタル化の推進等により、全ての業務を見直して生産性を向上させ、コストの抑制及び経営の効率化を進めてまいります。今後の当社グループの成長戦略の一つである海外事業では、特にマレーシアにおいては同国最大級、ベトナム及びシンガポールにおいても同国で有力な卸売業グループとして、引き続き日本を含めたアジア地域における食品流通事業の一層の強化を進めてまいります。

社員教育につきましては、組織の強化に向けたマネジメント層を対象とした研修、営業力強化のための営業研修、当社グループの次代を担う若手人材の教育等に引き続き力を注いでまいります。また、与信管理につきましては、与信区分及び信用取引限度額を与信管理システムにより定期的に見直し、不良債権の発生防止に努めてまいります。

そして、自然災害等の緊急事態発生時において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするためのＢＣＰ（事業継続計画）を策定・整備し、緊急時に備えての教育・訓練等を継続的に実施してまいります。

なお、「企業の社会的責任」につきましては、本業を誠実に遂行することを基本として、内部統制システムの整備・運用を維持しつつ、さらに統制レベルの向上を目指すとともに、コンプライアンスをはじめ、企業に求められる様々な社会問題への対応にも真摯に取り組んでまいります。

また、サステナビリティに関する取り組みに関しましては、サステナビリティ基本方針を定めるとともにサステナビリティ委員会を設置し、「脱炭素」「フードロス＆ウェイスト」「資源循環」「多様な人財の活躍」の４つのマテリアリティ（重要課題）の解決に取組むことで、持続可能な社会の実現に貢献するとともに、当社グループの持続的成長を目指してまいります。

なかでも、地球温暖化による気候変動は当社グループのビジネスに留まらず、人々の生活にも大きな影響を及ぼすため、事業活動で排出されるCO_2の削減を進めております。さらに、気候変動によるリスクと機会を特定し、それらが当社グループの事業活動や財務に及ぼす影響を分析・評価したうえで、その対応を進め、持続可能な社会の実現に貢献するとともに永続的な企業価値の向上を図ってまいります。

⑹ 主要な事業内容（2026年９月30日現在）

当社グループは食品卸売業を主な事業内容とし、さらに物流及びその他サービス等の事業活動を展開しております。

⑺ 主要拠点（2026年９月30日現在）

① 当 社

本社（本店）	兵庫県西宮市松原町９番20号
東京本部	東京都大田区大森中１丁目２番28号
支社	北海道支社(北海道)、東北支社(宮城県)、東関東支社(東京都)、 北関東支社(東京都)、南関東支社(東京都)、中部支社(愛知県)、 北近畿支社(大阪府)、南近畿支社(大阪府)、西近畿支社(兵庫県)、 中四国支社(広島県)、九州支社(福岡県)

② 子会社

食品卸売業	Lein Hing Holdings Sdn.Bhd.(マレーシア)、 Merison (M) Sdn.Bhd.(マレーシア)、 Teo Soon Seng Pte.Ltd.(シンガポール)、 Naspac Marketing Pte.Ltd.(シンガポール)、 Song Ma Retail Co., Ltd.(ベトナム)、 Toan Gia Hiep Phuoc Trading Co., Ltd.(ベトナム)
低温食品卸売業	ケイ低温フーズ株式会社(兵庫県)
酒類・食品卸売業	三陽物産株式会社(大阪府)、ヤタニ酒販株式会社(大阪府)
菓子卸売業	カトー菓子株式会社(愛媛県)、株式会社植嶋(和歌山県)
製造業	和歌山産業株式会社(山形県)、株式会社グリーンウッドファクトリー(兵庫県)
物流業	マンナ運輸株式会社(京都府)、カトーロジスティクス株式会社(兵庫県)

（注）Nam Khai Phu Service Trading Production Co., Ltd.は、2026年７月１日付の吸収合併により消滅したため、子会社から除いております。

⑻ 従業員の状況（2026年９月30日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
4,156（371）名	+57（+25）名

（注）臨時従業員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,178（131）名	+26（+2）名	40.3歳	14.5年

（注）臨時従業員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

⑼ 主要な借入先の状況（2026年９月30日現在）

借入先	借入額
Sumitomo Mitsui Banking Corporation Malaysia Berhad	3,611百万円
MUFG Bank (Malaysia) Berhad	701百万円
United Overseas Bank Limited	138百万円

⑽ 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
	百万円	%	
Lein Hing Holdings Sdn.Bhd.	1,494	100.00	食品・日用雑貨卸売業
ケイ低温フーズ株式会社	1,200	61.25	低温食品卸売業
三陽物産株式会社	670	51.00	酒類・食品卸売業
Song Ma Retail Co., Ltd.	420	100.00	食品卸売業
Naspac Marketing Pte.Ltd.	105	100.00	食品卸売業
ヤタニ酒販株式会社	100	100.00	酒類・食品卸売業

(注) 1.当社の連結子会社は上記に記載の６社を含む30社、持分法適用会社は5社（非連結子会社4社及び関連会社１社）であります。

(注) 2.Nam Khai Phu Service Trading Production Co., Ltd.は、2026年７月１日付の吸収合併により消滅したため、重要な子会社から除いております。

⑾ その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．会社の現況

(1) 株式の状況（2026年９月30日現在）

① 発行可能株式総数　72,000,000株
② 発行済株式の総数　35,000,000株
③ 株主数　6,596名
④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,227千株	10.69%
三井物産株式会社	1,500	4.96
株式会社プラスダブル	1,280	4.24
三菱商事株式会社	893	2.96
株式会社加藤興産	850	2.81
キユーピー株式会社	841	2.78
ハウス食品グループ本社株式会社	838	2.77
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND	736	2.43
カゴメ株式会社	731	2.42
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	656	2.17

（注）１．持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
２．当社は自己株式4,817,955株を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。
３．持株比率は自己株式（4,817,955株）を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	1,831株	5名

（注）１．当社の株式報酬の内容は、「(2)③当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等」に記載のとおりであります
２．上記は、退任した会社役員に対して交付された株式も含めて記載しております。

⑥　その他株式に関する重要な事項

自己株式の取得

当社は、2025年５月９日開催の取締役会決議により、以下のとおり、会社法第459条第１項及び当社定款第34条の規定に基づき自己株式を取得いたしました。

（ⅰ）取得した株式の種類	当社普通株式
（ⅱ）取得した株式の数	976,600株
（ⅲ）株式の取得価額の総額	5,902,891,000円
（ⅳ）取得期間	2025年５月12日から2026年３月31日まで

(2) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2026年９月30日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 社長執行役員	加藤和弥	
取締役 専務執行役員	中村考直	営業本部長兼グループ営業担当
取締役 常務執行役員	次家成典	管理本部長兼グループ管理担当 加藤ＳＣアジアインベストメント株式会社代表取締役社長 株式会社エブリー社外取締役
取締役 常務執行役員	大西高司	南近畿支社長 KTセールスパートナーズ株式会社代表取締役社長
取締役(社外取締役)	八十川祐輔	株式会社ワイノット代表取締役 MYCARE Hawaii Inc. CEO 株式会社unerry社外取締役
取締役(社外取締役)	海保理子	Office Kaiho代表
取締役(社外取締役)	青木英彦	学校法人東京理科大学大学院 経営学研究科 技術経営専攻教授 株式会社ワールド社外取締役
常勤監査役	池村昌人	
常勤監査役	呉田祐次	
監査役(社外監査役)	山村幸治	日本山村硝子株式会社取締役会長
監査役(社外監査役)	中村明日香	中村明日香公認会計士・税理士事務所代表 株式会社フジクラ社外取締役監査等委員 株式会社ダイフク社外取締役

（注）１．監査役中村明日香氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

２．当社は、取締役八十川祐輔氏、取締役海保理子氏、取締役青木英彦氏、監査役山村幸治氏並びに監査役中村明日香氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

３．取締役日比啓介氏は、2026年４月６日付で一身上の都合により取締役常務執行役員ロジスティクス本部長兼物流事業担当を辞任いたしました。なお、同氏の辞任後におきましても、法令及び当社定款に定める取締役の員数を満たしております。

② 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金や訴訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。なお、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、会社補償の免責金額を設定しております。

当該保険契約の被保険者は、当社の取締役、監査役及び委任型執行役員並びに国内子会社の取締役及び監査役であり、その保険料については全額当社が負担しております。

③ 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

（ｉ）取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年２月27日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議し、その後、2023年11月10日開催の取締役会において譲渡制限付株式報酬の導入について決議したことから、同方針を下記のとおり変更いたしました。当該取締役会の決議に際しては、決議する内容について独立役員と事前に協議し、答申を受けております。

なお、2023年12月22日開催の第77回定時株主総会において、取締役に対する退職慰労金制度の廃止を決議いたしました。

a.基本方針

取締役の報酬は、企業価値の最大化に寄与することを目的に設計しており、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には固定報酬である基本報酬の他に、変動報酬である短期インセンティブとなる業績連動報酬及び非金銭報酬等である譲渡制限付株式報酬により構成し、社外取締役の報酬については、経営の監督機能を十分に機能させるため、基本報酬のみとする。また、監査役の報酬については、あらかじめ株主総会で決議された範囲内で基本報酬のみを支給する。

b.基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

（基本報酬を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、従業員給与の水準等も考慮しながら、別に定める内規に基づいて決定し、毎月支給する。

c.業績連動報酬の内容及び額の算定方法の決定に関する方針
（業績連動報酬を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）
業績連動報酬は、企業活動の最終的な成果である各事業年度の連結及び単体の経常利益を業績指標とし、役位別に設定した支給率を乗じて算出した金額に基づき、毎年一定の時期に支給する。

d.非金銭報酬等の内容及び額の算定の方法の決定に関する方針
（非金銭報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）
非金銭報酬等については、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬を採用しております。これは、社外取締役を除く取締役に対し、①あらかじめ定められた期間、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと、②一定の事由が生じた場合には当社が無償で取得すること等の条件を付した譲渡制限付株式を一定の時期に付与するものであります。その株式数は役位を基準として取締役会決議により決定しております。なお、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために発行又は処分される当社の普通株式の総額は、2023年12月22日開催の定時株主総会において決議された年額30百万円以内といたします。また、譲渡制限期間は譲渡制限付株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失する日までとしております。

e.取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項
個人別の報酬等については、1988年12月16日開催の定時株主総会において決議された報酬限度額（使用人兼取締役の使用人分の給与を除く）である年額350百万円の範囲内において、取締役会決議に基づき代表取締役社長執行役員がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、業績連動報酬の評価及びその具体的な額の決定としております。これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ、各取締役の役割及び業務執行の評価を行うには代表取締役が最も適しているからであります。
また、当該権限が代表取締役社長執行役員によって適切に行使されるよう、取締役会の決議に際しては、事前に取締役会の任意の諮問機関であるガバナンス委員会の答申を受けた上で審議しております。

（ⅱ）当事業年度に係る個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由
取締役の個人別の報酬等は、ガバナンス委員会にて事前に協議した上で、取締役会にて決議された決定方針に基づく報酬基準に従って支給されていることから、取締役の個人別の報酬等の内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

（ⅲ）取締役及び監査役の報酬等の総額

区　　分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別総額（百万円）			対象となる役員の員数（名）
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取　締　役 （うち社外取締役）	237 （24）	156 （24）	69 （－）	11 （－）	8 （3）
監　査　役 （うち社外監査役）	40 （12）	40 （12）	－ （－）	－ （－）	4 （2）
合　　計 （うち社外役員）	278 （36）	197 （36）	69 （－）	11 （－）	12 （5）

（注）1．株主総会の決議（1988年12月16日改定）による取締役報酬限度額（使用人兼務取締役の使用人分の給与を除く）は年額350百万円であり、監査役報酬限度額は年額50百万円であります。当該株主総会終結時点の取締役の員数は14名、監査役の員数は3名であります。

2．上記のほか、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額3百万円を支払っております。

3．上記のほか、2023年12月22日開催の第77回定時株主総会の決議に基づき、役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給額として、当事業年度に退任した取締役1名に対し10百万円を支給しております。なお、この金額は過年度の事業報告において取締役の報酬等の総額に含めた役員退職慰労金の繰入額であります。

4．上記の報酬等の総額には、以下のものが含まれております。

・当事業年度における役員賞与引当金の繰入額69百万円（取締役（社外取締役を除く）４名に対し69百万円）。

5．業績連動報酬は、企業活動の最終的な成果である各事業年度の連結及び単体の経常利益を業績指標とし、その実績の推移は１．（４）財産及び損益の状況に記載のとおりであります。当社の業績連動報酬は、役位別に設定した支給率を乗じて算出されております。

6．非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「（ⅰ）d.非金銭報酬等の内容及び額の算定の方法の決定に関する方針」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「２．（１）⑤当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。

7．取締役会は、代表取締役社長執行役員加藤和弥に対し、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の額の決定を委任しております。権限の内容及び委任理由等は上記（ⅰ）（ⅱ）に記載のとおりであります。

④　社外役員に関する事項

（ｉ）他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区　分	氏　名	重要な兼職先	当社との関係
社外取締役	八十川　祐　輔	株式会社ワイノット代表取締役 MYCARE Hawaii Inc. CEO 株式会社unerry社外取締役	特別な関係はありません。
社外取締役	海　保　理　子	Office Kaiho代表	特別な関係はありません。
社外取締役	青　木　英　彦	学校法人東京理科大学大学院 経営学研究科 技術経営専攻教授 株式会社ワールド社外取締役	特別な関係はありません。
社外監査役	山　村　幸　治	日本山村硝子株式会社取締役会長	特別な関係はありません。
社外監査役	中　村　明日香	中村明日香公認会計士・税理士事務所代表 株式会社フジクラ社外取締役監査等委員 株式会社ダイフク社外取締役	特別な関係はありません。

（ⅱ）当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　名	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	八十川　祐　輔	同氏は当事業年度中に開催の取締役会15回のうち14回に出席し、豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社の経営執行等の適法性について、独立した立場から客観的で有益な発言を適宜行っております。
社外取締役	海　保　理　子	同氏は当事業年度中に開催の取締役会15回すべてに出席し、豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社の経営執行等の適法性について、独立した立場から客観的で有益な発言を適宜行っております。
社外取締役	青　木　英　彦	同氏は当事業年度中に開催の取締役会15回すべてに出席し、豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社の経営執行等の適法性について、独立した立場から客観的で有益な発言を適宜行っております。
社外監査役	山　村　幸　治	同氏は当事業年度中に開催の取締役会15回すべてに出席し、豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社の経営執行等の適法性について、独立した立場から客観的で有益な発言を適宜行っております。 また、当事業年度中に開催の監査役会15回すべてに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社外監査役	中　村　明日香	同氏は当事業年度中に開催の取締役会15回のうち14回に出席し、豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社の経営執行等の適法性について、独立した立場から客観的で有益な発言を適宜行っております。 また、当事業年度中に開催の監査役会15回すべてに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

（ⅲ）責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役及び各社外監査役との間で、会社法第423条第１項の損害賠償責任について、当社定款第25条及び第32条の規定に基づき、社外取締役及び社外監査役が職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がない時は、法令の定める最低責任限度額をもって当社に対する損害賠償責任の限度とする責任限定契約を締結しております。

⑶ 会計監査人の状況

① 名称　　有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	60百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	70百万円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3．当社の重要な子会社のうち、Lein Hing Holdings Sdn.Bhd.、三陽物産株式会社、Song Ma Retail Co., Ltd.及びNaspac Marketing Pte.Ltd.は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

3．会社の企業統治の体制

当社は、コーポレート・ガバナンスを「株主・取引先・従業員・社会に対する継続的な企業価値の増大」を図るための経営統治機能と位置づけております。

したがってステークホルダーのための利益を追求すると同時に、社会の構成員として法令・社会規範を遵守しつつ、適切な経営活動を推進する統治体制の確立に取り組んでおり、そのため取締役の任期を１年とするとともに、社外取締役を設置しております。また、取締役の業務執行を厳正に監視するため、監査役についても、その半数以上を社外監査役としております。

＜当社の現在のコーポレート・ガバナンス体制図＞

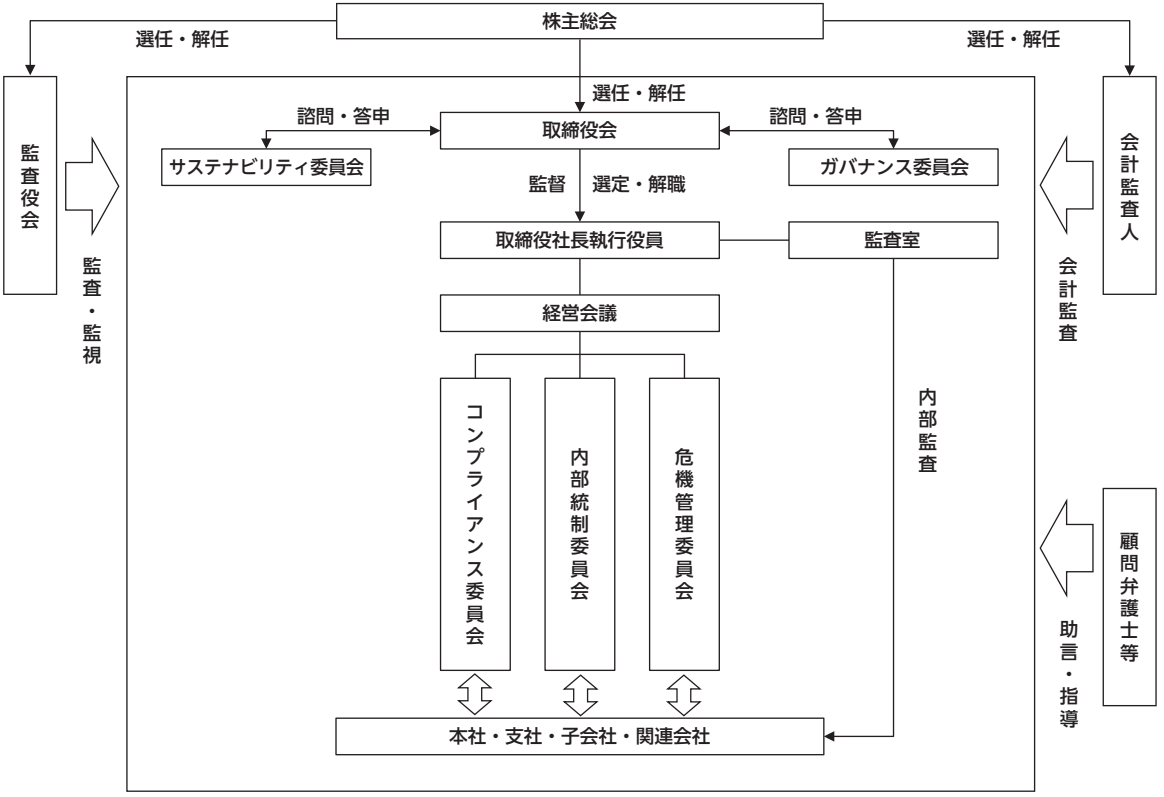

4．資本政策

（1）基本方針

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を目指して、「健全な財務基盤の確立」「持続的成長に向けた投資」「株主還元」の３つのバランスを取ることを基本といたします。

① 健全な財務基盤の確立

当社グループが事業を継続し、社会にとって食のインフラ機能としての役割を維持させるために、充実した自己資本を確保し、健全な財務基盤を確立いたします。

② 持続的成長に向けた投資

当社グループが事業を継続するために、各種機能の拡充・維持を目的とした新規投資・更新投資及び人材への投資を行っていくとともに、当社グループが競争力を確保して成長し続けるために、既存事業の収益力向上及び新規事業の開発などへの投資も積極的に行ってまいります。

③ 株主還元

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要政策と認識し、収益力の向上と財務体質の強化を図りながら、安定的かつ業績に見合った累進配当政策※1を採用し、原則として１株当たり20円を上限とする増配を毎年継続的に実施※2することで、配当性向を段階的に40％まで引き上げる目標といたします。

自己株式の取得については、資本効率の向上も勘案して、当社の業績や資本の状況、株式市場の状況など総合的に判断し、必要に応じて機動的に実施いたします。なお、保有する自己株式については、将来的な活用方法など総合的に判断し、必要に応じて消却を実施いたします。

※１：原則として減配せず、配当の維持もしくは増配を行う政策

※２：開始時期は2025年９月期より

(2) 資本コストや株価を意識した経営の実現

資本コストや株価を意識した経営の実現に向けては、収益力の向上、資本政策の推進及び成長期待の創出に取り組むことで、持続的な企業価値の向上とＰＢＲの改善を目指してまいります。

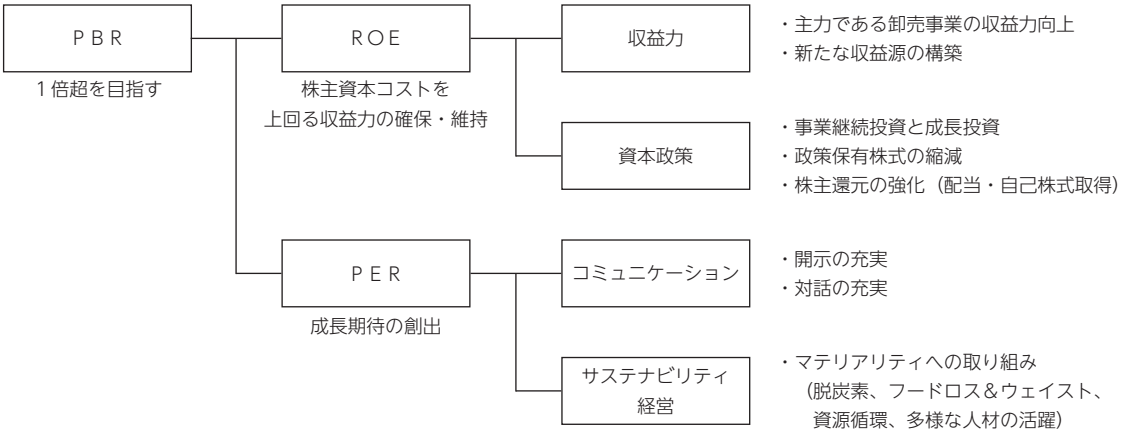

【ご参考】ＲＯＥの推移（%）

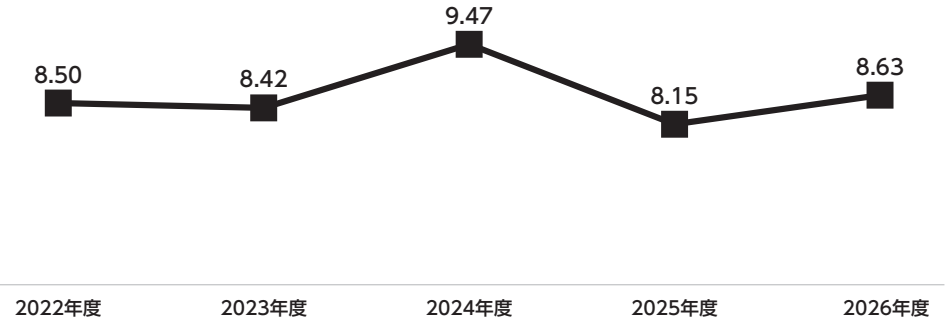

5．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、上記「4．資本政策（1）③株主還元」に記載の方針に基づいて、機動的な資本政策及び配当政策を図るため、2023年12月開催の当社第77回定時株主総会において定款変更を行い、会社法第459条第1項の定めに基づき剰余金の配当等を取締役会決議によっても行うことが可能となる旨を定めております。なお、本定款変更後も中間配当と期末配当の年２回の剰余金の配当を行うこととし、これらの剰余金の配当の決定機関は、中間配当については取締役会、期末配当については株主総会であります。

内部留保につきましては、経営基盤のさらなる強化に向けて、物流機能の充実、情報システムの高度化及び新規事業投資等に積極的に活用してまいりたいと考えております。

この方針に基づき、当期の期末配当につきましては、当初予想の１株につき80円とすることを予定しております。これに伴い、すでにお支払いしております中間配当１株につき80円を合わせた年間配当は１株につき160円となります。

（注）本事業報告中に記載の金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表（2026年９月30日現在）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
	百万円		百万円
流動資産	**309,971**	**流動負債**	**265,717**
現金及び預金	80,525	支払手形及び買掛金	237,849
受取手形	293	短期借入金	4,605
売掛金	177,189	1年内返済予定の長期借入金	86
リース投資資産	744	リース債務	1,753
商品及び製品	41,794	未払金	12,305
仕掛品	12	未払費用	421
原材料及び貯蔵品	629	未払法人税等	4,452
その他	9,262	未払消費税等	267
貸倒引当金	△479	賞与引当金	1,768
固定資産	**166,019**	役員賞与引当金	91
有形固定資産	**66,767**	その他	2,117
建物及び構築物	21,896	**固定負債**	**26,697**
機械装置及び運搬具	3,732	長期借入金	160
工具、器具及び備品	1,342	リース債務	6,970
土地	35,757	繰延税金負債	11,269
リース資産	1,998	役員退職慰労引当金	280
建設仮勘定	1,397	退職給付に係る負債	4,759
その他	641	資産除去債務	180
無形固定資産	**7,387**	その他	3,076
ソフトウエア	7,072	**負債合計**	**292,415**
電話加入権	16	**純資産の部**	
その他	298	**株主資本**	**142,173**
投資その他の資産	**91,864**	資本金	5,934
投資有価証券	60,335	資本剰余金	8,440
差入保証金	7,097	利益剰余金	146,646
投資不動産	3,363	自己株式	△18,847
繰延税金資産	334	**その他の包括利益累計額**	**32,754**
退職給付に係る資産	6,867	その他有価証券評価差額金	23,889
リース投資資産	7,994	繰延ヘッジ損益	△0
その他	5,991	為替換算調整勘定	5,998
貸倒引当金	△120	退職給付に係る調整累計額	2,866
		非支配株主持分	**8,647**
		純資産合計	**183,576**
資産合計	**475,991**	**負債純資産合計**	**475,991**

（注）記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書（2025年10月1日から2026年9月30日まで）

科目	金額 内訳	金額 合計
	百万円	百万円
営業収益		
売上高	1,208,582	
その他の営業収益	36,419	1,245,002
営業原価		
売上原価	1,123,102	
その他の原価	30,795	1,153,897
売上総利益		**85,479**
営業総利益		**91,104**
販売費及び一般管理費		**72,321**
営業利益		**18,782**
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,492	
持分法による投資利益	111	
不動産賃貸料	891	
貸倒引当金戻入額	0	
売電収入	116	
その他	674	3,286
営業外費用		
支払利息	205	
為替差損	15	
不動産賃貸費用	399	
売電費用	42	
その他	77	740
経常利益		**21,328**
特別利益		
固定資産売却益	35	
投資有価証券売却益	4,620	
補助金収入	74	
受取補償金	8	4,739
特別損失		
減損損失	746	
固定資産除売却損	115	
投資有価証券評価損	1,667	
電話加入権評価損	3	
事務所移転費用	105	
リース解約損	0	
棚卸資産廃棄損	75	2,714
税金等調整前当期純利益		**23,353**
法人税、住民税及び事業税	7,534	
法人税等調整額	△50	7,484
当期純利益		**15,868**
非支配株主に帰属する当期純利益		1,027
親会社株主に帰属する当期純利益		**14,840**

（注）記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表（2026年９月30日現在）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
	百万円		百万円
流動資産	**222,460**	**流動負債**	**202,987**
現金及び預金	73,020	買掛金	174,968
受取手形	54	リース債務	1,485
売掛金	120,261	未払金	7,885
リース投資資産	744	未払費用	197
商品及び製品	22,539	未払法人税等	3,525
原材料及び貯蔵品	47	前受金	5
前渡金	63	預り金	13,516
前払費用	905	前受収益	34
未収入金	2,870	賞与引当金	1,298
短期貸付金	1,623	役員賞与引当金	69
その他	632	その他	0
貸倒引当金	△302	**固定負債**	**22,832**
固定資産	**155,776**	長期借入金	369
有形固定資産	**55,545**	リース債務	6,527
建物	17,172	繰延税金負債	9,396
構築物	779	退職給付引当金	3,910
機械及び装置	800	資産除去債務	104
車両運搬具	0	その他	2,524
工具、器具及び備品	674	**負債合計**	**225,820**
土地	32,758	**純資産の部**	
リース資産	1,961	**株主資本**	**130,026**
建設仮勘定	1,397	**資本金**	**5,934**
無形固定資産	**7,218**	**資本剰余金**	**8,814**
ソフトウエア	6,919	資本準備金	8,806
リース資産	298	その他資本剰余金	8
電話加入権	0	**利益剰余金**	**134,125**
投資その他の資産	**93,012**	利益準備金	889
投資有価証券	52,477	その他利益剰余金	133,236
関係会社株式	22,042	固定資産圧縮積立金	820
出資金	114	別途積立金	105,500
関係会社出資金	85	繰越利益剰余金	26,916
長期貸付金	614	**自己株式**	**△18,847**
差入保証金	955	**評価・換算差額等**	**22,389**
敷金	2,278	その他有価証券評価差額金	22,389
投資不動産	1,861	繰延ヘッジ損益	△0
前払年金費用	3,377	**純資産合計**	**152,416**
リース投資資産	7,994		
その他	1,602		
貸倒引当金	△391		
資産合計	**378,236**	**負債純資産合計**	**378,236**

（注）記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書（2025年10月1日から2026年9月30日まで）

科目	金額 内訳	金額 合計
	百万円	百万円
営業収益		
売上高	715,737	
その他の営業収益	25,426	741,163
営業原価		
売上原価	662,016	
その他の原価	20,947	682,964
売上総利益		**53,720**
営業総利益		**58,198**
販売費及び一般管理費		**43,784**
営業利益		**14,414**
営業外収益		
受取利息	379	
受取配当金	1,292	
貸倒引当金戻入額	97	
不動産賃貸料	708	
売電収入	115	
雑収入	424	3,017
営業外費用		
支払利息	70	
為替差損	19	
不動産賃貸費用	345	
売電費用	41	
雑損失	37	515
経常利益		**16,916**
特別利益		
投資有価証券売却益	4,505	
補助金収入	73	
受取補償金	8	4,588
特別損失		
固定資産除売却損	92	
投資有価証券評価損	1,667	
電話加入権評価損	3	
事務所移転費用	35	
リース解約損	0	
棚卸資産廃棄損	46	1,845
税引前当期純利益		**19,659**
法人税、住民税及び事業税	5,790	
法人税等調整額	△4	5,785
当期純利益		**13,874**

（注）記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2026年11月９日

加藤産業株式会社
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　城　戸　達　哉

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　古　澤　達　也

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、加藤産業株式会社の2025年10月１日から2026年９月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、加藤産業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2026年11月９日

加藤産業株式会社
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　城　戸　達　哉

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　古　澤　達　也

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、加藤産業株式会社の2025年10月１日から2026年９月30日までの第80期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2025年10月１日から2026年９月30日までの第80期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が実施した監査に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

⑴　監査役会は、監査計画において監査の方針、重点監査項目、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、WEB会議システム等を経由した手段を活用しながら、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに以下の方法で監査を実施いたしました。

①　取締役会その他重要な会議にWEB会議システム形式も含め出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の執行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人である有限責任あずさ監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年11月９日

加藤産業株式会社　監査役会

常勤監査役　池　村　昌　人　㊞

常勤監査役　呉　田　祐　次　㊞

監　査　役（社外監査役）　山　村　幸　治　㊞

監　査　役（社外監査役）　中　村　明　日　香　㊞

株主総会会場のご案内

会　場　兵庫県西宮市松原町８番５号
加藤産業株式会社　本社南館４階大会議室
電話　0798 (33) 7650（代表）

会場付近略図

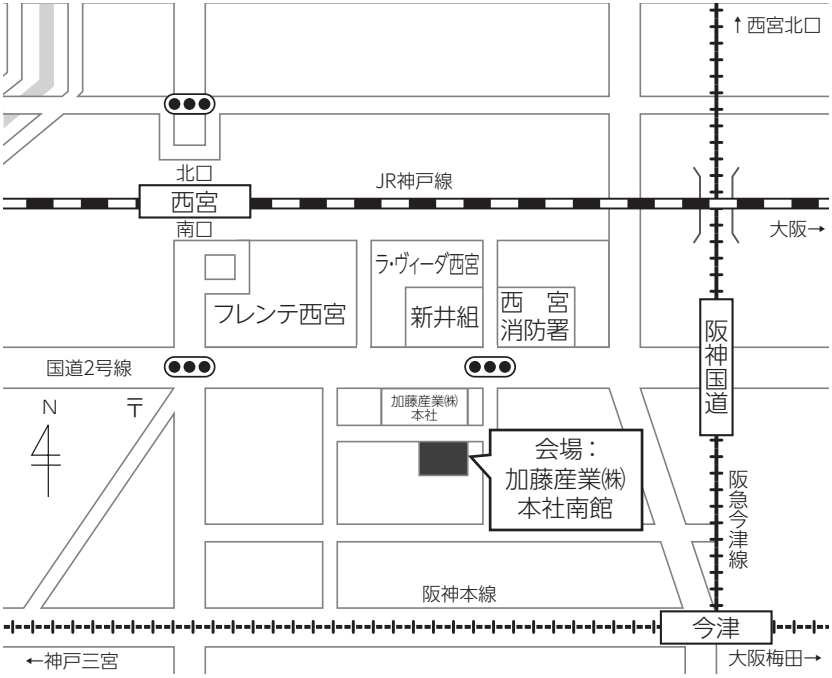

交通機関　ＪＲ神戸線「西宮」駅から徒歩約５分
阪急今津線「阪神国道」駅から徒歩約７分

お願い

1．**株主総会での株主様へのお土産の用意はございません。**
何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。
2．当日は駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。
3．車椅子等でご来場の方、介助の必要な方は、受付にてスタッフにお申し出ください。

UD FONT
FSC ミックス 紙 | 責任ある森林管理を支えています FSC® C013080
VEGETABLE OIL INK